



## 税務情報

### 国税庁 ― 保険契約等に関する権利の評価の取扱いを定める所得税基本通達を改正する通達を発遣

国税庁は、保険契約等に関する権利の評価の取扱いを定める所得税基本通達 36―37 を改正する以下の通達を 6 月 25 日付で発遣しました。

#### ■ [「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)

この e-Tax News では、改正の背景や改正通達の概要等についてご紹介いたします。

### 1. 改正の背景

所得税法上、使用者が役員又は使用人に対して、生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約（以下「保険契約等」といいます。）に関する権利を支給した場合には、支給時において保険契約等を解約した場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」といいます。）で評価することとされています。

他方で、「低解約返戻金型保険」や「復旧することのできる払済保険」など解約返戻金の額が著しく低いと認められる保険契約等については、第三者との通常取引において低い解約返戻金の額で名義変更等を行うことは想定されないことから、支給時解約返戻金の額で評価することは適当でないと考えられるため、今回の改正が行われることとなりました。

### 2. 改正通達の概要

改正により、使用者が役員又は使用人に対して、以下の保険契約等に関する権利を支給した場合における支給時の評価方法が、次のように見直されます。

保険契約等の区分	支給時の評価方法	
	改正前	改正後
(1) 低解約返戻金型保険 (支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額 <sup>(*)</sup> の70%に相当する金額未満であり、 <a href="#">法人税基本通達 9-3-5 の2</a> の取扱い <sup>(**)</sup> の適用を受けるものに限る。)	支給時解約返戻金の額	支給時資産計上額
(2) 復旧することのできる払済保険等 (元の契約が <a href="#">法人税基本通達 9-3-5 の2</a> の取扱いの適用を受けるものに限る。)		支給時資産計上額 + <a href="#">法人税基本通達 9-3-5 の2</a> の取扱いにより使用者が損金に算入した金額

(\*) 使用者が支払った保険料の額のうち、その保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいいます。

(\*\*) [法人税基本通達 9-3-5 の2](#) (定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い) の概要は、2019年7月1日発行の KPMG Japan Tax Newsletter 「[国税庁 — 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達を改正する通達を發遣](#)」でご紹介しています。

なお、今回の見直しの対象は、[法人税基本通達 9-3-5 の2](#)の適用を受ける保険契約等に関する権利とされていますが、法人税基本通達の他の取扱いにより保険料の一部を前払保険料に計上する「解約返戻率の低い定期保険等」及び「養老保険」などについては、保険商品の設計などを調査したうえで、見直しの要否を検討することとされています。

### 3. 法人税への影響

法人税では保険契約等に関する権利の評価の定めがないため、法人である使用者が役員又は使用人に対して保険契約等に関する権利を支給した場合には、実務上、所得税基本通達 36-37 に基づき、法人税においても「支給時解約返戻金の額」がその権利の譲渡対価として取り扱われてきました。

したがって、改正前の取扱いでは、保険契約等に関する権利の譲渡対価となる「支給時解約返戻金の額」とその譲渡原価となる「支給時資産計上額」との差額について、一般的には譲渡損失が計上されてきましたが、改正後は、譲渡対価が譲渡原価と同じ「支給時資産計上額」等となるため、譲渡損失が生じないこととなると考えられます。

なお、今回の改正は、使用者が役員又は使用人に対して保険契約等に関する権利の名義変更を行った場合が対象とされていますが、法人間の名義変更における時価の算定についても同じ取扱いになることが改正通達の解説で明らかにされる予定です。

#### 4. 適用時期

改正後の通達は、2021年7月1日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用されます。

(法人税基本通達 [9-3-5の2](#) の取扱いは、2019年7月8日以後に締結する保険契約等について適用することとされているため、同日以後に締結した保険契約等が見直しの対象とされ、同日前に締結した保険契約等は、原則として見直しの対象になりません。)

**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.